

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
地域文化芸術活動ワーキンググループ（第5回）

日時：令和7年2月20日（木）

14：00～16：02

場所：文部科学省16F1会議室

（ハイブリッド会議）

1. 日時

令和7年2月20日（木曜日）14時00分～16時02分

2. 場所

文部科学省16F1会議室（ハイブリッド会議）

3. 議題

- (1) 関係団体への書面ヒアリングの結果報告等
- (2) 各論（個別課題への対応等）に関する議論
- (3) その他

4. 出席者

委員

北山主査，木村主査代理，野口主査代理，池上委員，大坪委員，栗山委員，清水委員，鈴木委員，戸ノ下委員，西野委員，星委員

文部科学省

圓入参事官（芸術文化担当），高橋学校芸術教育室長，今田参事官補佐 他

5. 議事録

○北山主査 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回地域文化芸術活動ワーキンググループを開催いたします。本日、皆様、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の傍聴につきましても、これまで同様に YouTube でライブ配信しておりますので御承知おきください。

それでは、事務局から委員の出席状況と配付資料の確認についてお願いいたします。

○今田補佐 失礼いたします。

本日は、11名の委員の皆様全員に御出席いただいております。ありがとうございます。

配付資料は、議事次第に記載のとおりでございます。資料1-1から資料4、参考資料1-1から参考資料3まででございます。不足等がございましたら事務局までお声がけください。よろしく申し上げます。

○北山主査 お手元の資料はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

議 事

(1) 関係団体への書面ヒアリングの結果報告等

○北山主査 それでは、早速本日の議事に入ります。

本日最初の議題は、次第でございますように、「関係団体への書面ヒアリングの結果報告等」ということになっております。

昨年12月に取りまとめた中間とりまとめを基に、関係団体より最終とりまとめに向けた御意見を頂戴しております。まずは事務局より、ヒアリング結果の概要について説明をお願いいたします。

○今田補佐 画面共有させていただきます。

資料1-1を御覧ください。こちらが関係団体への書面ヒアリングの全体の概要となります。12月の中間とりまとめにつきまして、昨年の12月18日から本年1月31日まで、書面によるヒアリングを実施いたしました。

3にございますように、対象団体としては計25団体から御意見を頂いたところです。資料1-2に意見の概要をまとめておりますので、この後御説明いたしますが、各団体からの意見そのものにつきましては、参考資料2でつけておりますので、そちらを御参照いただければと思います。

資料1-2でございます。書面ヒアリングにおける意見の概要について、こちらの資料で御説明いたします。全体として中間とりまとめに係る総論の部分、それから最終とりまとめに向けました各論の部分、それぞれ様々な御意見を頂きましたが、ここでは意見が多かったところを中心に御説明させていただきます。

まず1ページ目、「改革の理念及び基本的な考え方等」の(1)「改革の理念」のところ、こちらは多くの御意見を頂きました。

1つ目、2つ目の○を御覧いただければと思いますが、1つ目、生徒を中心に考えた部活動改革であることや、学校の働き方改革の推進を図ること等を示した点について評価するという御意見ですとか、2つ目、こういった改革の理念については、今後さらに、スポーツ庁、文化庁としてこの改革を主導し、自治体、関係団体への強いリーダーシップで改革を実行していただきたいということで、この「改革の理念」の部分につきましては、全体として肯定的な御意見を頂くとともに、この理念を実現していくには、今後さらなる取組が必要ということで御意見が多かった状況となります。

3 ページ目でございます。(2)「地域クラブ活動の在り方」です。こちらは、中間とりまとめでは、地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の創出ということで、新たな価値の例を示していただいたところですが、そういった内容につきまして、例えば 1 つ目の○ですと、今まで学校部活動の担ってきた教育的意義を「地域クラブ活動」へ継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが、重要という考え方には賛成である。

また、4 つ目の○ですけれども、多種多様なスポーツ・文化芸術活動を体験できる機会の場となることで、よりよい改革となると考える。

さらに下から 2 つ目あたりですが、部活動に参加していない、運動が苦手な、学校になじめない子供への対応、また、障害のある子供や外国籍の子供が安心して参加できる「地域クラブ活動」としていく必要がある、こういった御意見を頂いております。

次に 4 ページ目でございます。下のほうにございますが、「地域クラブ活動の定義・要件及び認定」というところです。こちらは中間とりまとめの中では、「地域クラブ活動については多様な形があり得るものではあるが、民間のクラブチーム等との区別や質の担保の観点から、国として地域クラブ活動の定義・要件や認定する主体、認定方法等を示していく必要がある」というふうに書いてございましたけれども、これについて御意見の中では、2 つ目の○にございますように、国として早急に示してほしいという御意見ですとか、3 つ目の○、定義等の検討に当たっては、地域の実情に合わせて地域クラブ活動が設立、活動しやすいものにする事とといった御意見を頂いております。

次に 6 ページ目でございます。(4)「改革を進めるに当たっての基本的な考え方」というところで多くの意見を頂いております。中間とりまとめでは、「受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方の検討」ですとか、「公的負担については、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行う」といった記載がございました。

こういったことに対しまして、1 つ目の○、財源確保は大きな課題である。こうした記述は大変ありがたいといった御意見ですとか、国・県・市区町村の支援の役割分担をさらに明確にしてほしい、地域展開が円滑に進むように国による支援の充実を図ること、こういった御意見がございました。

また、7 ページ目に移りまして、上から 3 つ目でございますように、国がしっかり支援ということの中で、まだ進んでいない地域においては、専門のコーディネーターを派遣するなどの支援を期待するということや、文化部の地域展開に当たっての御支援のことなど、個別の支援に関する御意見についても頂戴してございます。

次に9ページ目でございます。「今後の改革の方向性」ということで、新しい改革期間、改革の進め方、費用負担の在り方を定めたところでございますけれども、10ページ目の(2)「改革の進め方」で、中間とりまとめにおきましては、休日については、「次期改革期間内において、原則として、全ての部活動において地域展開を目指す」ということで御提言頂きましたけれども、そのことについて、まず1つ目の○、休日の取組方針ということで、国のリーダーシップの下、各地方公共団体の実情を踏まえ、休日の地域展開を強力に進めることが示されるべきであるといった御意見ですとか、また、地域の実情を踏まえて、「地域連携」についても排除せず、「地域展開」ではなく「地域展開等」という表現をお願いしたいといった御意見もございました。このように様々な観点から御意見を頂いている状況でございました。

この「改革の進め方」全体として多くの意見を頂いております、9ページから12ページあたりにかけて意見を掲載してございますので、適宜御参照いただければと思います。

飛びまして、16ページでございます。「5. 学習指導要領における取扱い」についても多くの御意見を頂いております。

例えば1つ目の○で、中間とりまとめにおいては、活動の実施に当たって地域クラブと学校との連携が大切という記載、これについて、次期学習指導要領の改訂に当たっては、この趣旨に沿った記載が望まれるという御意見や、3つ目の○のように、働き方改革の観点も踏まえ、十分な検討を行う事が必要。また、学校部活動と地域クラブ活動を切り分けるなどを求める意見もある。さらに17ページに移りまして、上から4つ目、学習指導要領における学校部活動の教育的意義や位置づけに関する記載については、地域クラブ活動と区別できるように十分に検討いただきたいということで、このように学習指導要領の関係部分も様々な御意見を頂戴したという状況でございます。

18ページ目以降につきましては、「各論（個別課題への対応等）」ということで、本日この後、議題の2つ目のところに関係してくるものになりますので、後半の議論の中で適宜御参照いただければと思います。

簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○北山主査 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました書面ヒアリングの結果については、委員の皆様より御意見を頂いております。関係団体の御意見がお手元の参考資料2の63ページからあると思いますけれども、それも御参照いただきながら、先ほどの全体的な関係団体への書面ヒアリングの結果と併せて皆様から御意見を頂きたいと思

っております。

本日は議題2の各論のほうはかなり皆さんから御意見を頂戴できると思いますので、ここにつきましてはおおよそ15分程度で御意見を頂ければいかがかと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

自由討論ではございますが、先ほど申し上げました63ページ以降のところに委員の皆様の関係団体からも意見書という形で頂戴しております。御覧になっていると思いますけれども、中文連、吹連、合唱連盟、マーチング協会、これにつきまして補足的なこと、あるいは強調しておきたいこと等がございましたら伺いたいのですが、いかがでしょうか。どなたからでも。

では、中文連からお願いします。

○野口主査代理 中文連でございます。理事会がございまして、そこでこれまで皆様方とお話しをしてきた内容を私のほうから全体に説明するという形に、そのときはなってしまうのですが、その後「何か意見があったらください」という呼びかけをしたのですが、特にその場では何も出ず、その後も私のほうには何もありませんでした。

内容的には、子供たちの文化活動を途切れさせないようにやってみようねというところが、今回の中間とりまとめの書き出しの部分だったと思うのですが、そこについては、おおむね皆さん賛成ということでした。

私がお話ししたのは、「地域移行」という言い方から「地域展開」という言い方に今後変わっていくのではないかという御意見があったということも話しましたが、それにつきましても、「そうですね。地域だけに託すのではなくて、学校現場としても子供たちの文化活動を支えなくてはね。一緒に支えていきましょうね」という方向の声が出ておりました。

最後に私がお話ししたのは、検討期間が令和13年度まで延びたということも伝えました。それぞれ、そうですねと。たくさんの課題があって、答えを急ぐのではなくて、できることからやってみようという意見でございました。

私のほうのまとめは短く1枚にまとめてしまったのですが、おおむね今回の中間とりまとめについては御理解をいただけたのかなと感じています。

特別支援のことが確かに抜けていましたので、そこも今後考えていかななくてはねということでもございました。

以上です。

○北山主査 ありがとうございます。中文連さんのほうは、今、吹奏楽で合唱だけではなくて、非常に幅広く多様な活動を支えてくださっておりますので、これからの新しい地域クラブにおきまして、とても重要な展開を見せてくださるものかなと期待しております。ありがとうございます。

それでは、吹奏楽連盟のほうから、恐れ入りますが、マーチングのほうと併せてコメントなり御意見を頂けますでしょうか。

○星委員 63ページに全日本から出た意見書が出ておりますが、特に要望の中の(2)のところ、指導者の確保においてということで、現状、学校の職員が部活動の指導をやりたくても、逆に教育委員会や管理職から、働き方改革を表面に出されて、やりたくてもやれないという現状も報告されています。その中にはすごく優秀な指導者も含まれる場合が多くて、こういう場合に、そこに書いてありますように、何か緩和策を考えていただくなり、対応をしていただけると大変ありがたいということが1つです。

それから、(5)のところ。「地域展開」において休日と平日の一貫指導というところですが、連盟や実際に指導に携わっている者にとってみると、また、生徒や保護者の意見などを総括してみると、平日は、指導者がいなくても、そこにいて見守ってくれている大人がいればよいということで、学校の部活動の形態をそのまま続けていただけるとありがたい。ただし休日については、ここに書かれていますように、地域展開ということを積極的に進められるのが、現状から言うところでは自然ではないかという意見を頂いておりますので、お話しをさせていただきます。それ以外は、そこに書いてあるものを読んでもいただければ大丈夫だと思いますので、強調するところはございません。

○北山主査 ありがとうございます。吹奏楽連盟及びマーチングバンド協会におきましては、意見書にお書きいただいているように、まず活動場所の問題をしっかりと解決しなければいけないということと、今一生懸命に活動を指導して下さっている先生方、さらに人材として御活躍いただける方たちの処遇といたしますか、どのように加わっていただくかということをお書きいただいているかと思えます。

それに加えまして、吹奏楽連盟さんの意見書の中には、これが大人のための改革ではなくて、子供のための改革であるということを表にちゃんと出してほしいということで、そういう意味でいきますと、先日、YouTubeで公開されました室伏長官が御挨拶いただいている中間とりまとめの解説ビデオは、非常に丁寧で分かりやすく、そして、この改革が子供のためであり、日本の将来の文化、暮らしを豊かにするものであるということを非常に

丁寧に御説明いただいておりますので、これから私も、そのことを周りの人たちに広めていければなと思っているところであります。ありがとうございます。

それでは、次は合唱連盟の戸ノ下委員、お願いできますか。

○戸ノ下委員 合唱連盟の戸ノ下でございます。

意見のほうは添付してあるとおりでございます。特に中間とりまとめの1章の総論につきましては、基本的におまとめいただいている方向でぜひ進めてくださいという整理になっておりますが、吹連さんからもありましたように、兼業兼職の問題については、きちんとしていただきたいという意見が合唱連盟の中でもございました。

合唱連盟の中では、正副理事長、それから連盟の中にあります部活動等改革の推進に関する委員会の委員の先生方にも意見を求めています。その中で兼業兼職、特にやる気のある先生が活動の機会、意識が奪われるようなことがないように、ぜひ兼業兼職についても、きちんと教育委員会あるいは学校のほうで対応できるようなスキームをつくっていただきたいということが意見として出ましたので、意見書の中でも書かせていただきました。

中間とりまとめの2章の各論についても幾つか書いておりますが、これはこれから議論していただくところなので割愛しますが、1点だけ、著作権とか学校施設を使うという学校教育が社会教育にかかわるといふところの問題というのは、これから議論する各論の中できちんと議論し、方針をきちんと決めていかなければいけないのではないかという意見が出ておりますので書かせていただいております。

以上です。

○北山主査 兼職兼業ということで、私ども文化部のほうでは、これまで大きく貢献されてきて、これからも御自身でやりたいという方がたくさんいらっしゃると思います。それをももちろん活用することも重要ですが、かといって、その方たちの働く環境といたしますか、そして周りのそれを支える職員の方たちの環境というものを十分考えていかなければいけないので、重要な問題かなと思っております。

兼職兼業、そして場所の問題、そして合唱連盟さんからも出ておりましたけれども、著作権の問題ですね。著作権につきましては、これまでも音楽の授業とか美術の授業、あるいは部活動の中でも、子供たちに対して著作権の重要性というものを指導してきたところでもありますけれども、これが地域クラブに移っても、これまでのように日本の文化として著作権をちゃんと保護する、そしてそれを積極的に守っていける子供たちとともに我々の活動を広げていかなければいけないなど、それぞれの意見書を読ませていただきながら思

ったところであります。

いかがでしょう。直接御意見を頂いた団体以外の委員の皆様からも、書面ヒアリングの内容につきまして、何か御意見、御感想なり頂けましたらと思っております。

大坪委員、お願いいたします。

○大坪委員 まず、ヒアリングを迅速に進めていただいて、全体の動向が分かる形になって非常にありがたいと思って読ませていただきました。座長のほうからもお話がありましたように、全体として中間まとめとした方向で、関係団体、特に自治体では御理解をいただいているという点では、我々もこのベースに乗って進めていってよいのかなと自信を持った次第です。

ただ、課題は予算面ということと、後ほど各論のところに入ってきますけれども、指導者です。確かに現在、教員で部活動を熱心に進められていらっしゃる先生方のある程度の兼職兼業という点は理解できますが、その先生方だけで全国のこの取組をカバーできるというわけにはいきません。その場合にどうするかということが一つ問題になってきて、そこに改めて、今日の中心的な議題になってくる特別支援の子供たちをどう組み込んでいくかということも、指導者養成というところに関わってくると思っております。

既に某体育大学だとか、私も発表に参加させていただいた音楽関係の財団法人では、そういう養成をお考えというところも出てきているようですが、これには相当時間がかかります。何しろこういう教育活動あるいはそれに類するものというのは、最終的には指導者の人材育成が、一番手間暇がかかりますので、今回のヒアリングの概要を読みました感想としても、やはり人だなと、人をどう育てていくのだろうというところが一番ネックであると感じた次第です。

以上です。

○北山主査 ありがとうございます。地域移行におきましては、人材の確保、そして質の向上ですかね。そのためには、ほかの各団体からの意見書にもありますように、財源をどのように、国が主導していただいて、自治体と共につくっていけるかということになるかと思っております。

いかがでしょう。各論に入る前に、この意見書につきまして。

○木村主査代理 私ども基礎自治体として各市町村の教育長さん方などとも、こういった場でお話しさせていただく機会を今回とりまとめの中でヒアリングを行いました。

そういう中で3点が今回のところで出たのですが、まず1点目は、生徒真ん中の視点で

制度設計をしてくださいという、これはまさに今回の中間とりまとめのコンセプトだと思っています。

2点目は、その理念を実現するための国などの予算を確実に確保してほしい。これが2点目でした。それぞれ自治体任せにするのではなくて、きちっと国が支援してほしい。今回は国及び県なども入ってまいりましたので、この文言は非常にありがたいと思っております。

3点目は、改革の理念。これは実行会議でも私は申し上げたところなのですが、こうした考え方を最終的には基礎自治体が保護者や指導者に説明する必要が出てまいります。それを基礎自治体に任せるのではなくて、国がしっかりと周知徹底してほしいということ強く申し上げたところ、中間とりまとめの中にもそれが入ってまいりました。先ほど北山先生もおっしゃったとおり、スポーツ庁長官の約7分間のYouTubeを私どもは活用して、これから進めてまいりたいと思っておりますので、大変うれしく思っている次第でございます。

○北山主査 おっしゃったように、室伏長官のあのビデオはとても役に立ちますし、中間まとめが出てから各自治体でさらなる動きが起きているようですので、これから最終とりまとめが出て、3年目の地域移行がさらに展開していく形になるのかなと期待しております。

いかがでしょう、そのほかに。書面ヒアリングの件につきまして。

○西野委員 この書面ヒアリングの感想というところでもよろしいでしょうか。

○北山主査 お願いします。

○西野委員 最初の「改革の理念」においては、ある程度トップダウンでやってほしいという意見があります。一方で、生涯スポーツ、社会教育の観点からは、自治体の実態に応じた取り組みという意見があります。ここに矛盾をすごく感じます。最終ゴールを見据えた上で、この改革をやっていかなければならないことなど、改めてこの各団体のヒアリングから分かったかなと思います。

それと、そもそも、学校から地域の活動になったときに教職員や地域指導者に対して責任の所在というような内容が話題となるのではと思います。そういった意味で各議論の中心がある程度絞られてきたかなと感じます。各団体での意見が大きく違う部分と、共通する部分などちょっと絞られたところがあるかなと思います。

○北山主査 ありがとうございます。私もいろいろなところで耳にするのは、国に強いリ

ーダーシップを期待するという形をよく伺っています。それでありながらも、西野委員の御意見にもありましたように、各自治体の現状は様々ですので、ある意味では時間の上で段階的にというふうに捉えられている部分が多いですけれども、実は地域の実情によってかなり差があるところを、どのように国が支えていくかということが重要になってくるのかなと思いました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、これに関連して各論のところでも御意見を伺えると思いますので、先に進ませていただきます。

(2) 各論（個別課題への対応等）に関する議論

○北山主査 続いて、「各論（個別課題の対応）」という形になりますけれども、これに関する議論に移りたいと思います。議論に先立って、まず事務局より資料に関して御説明をお願いいたします。

○今田補佐 画面共有をさせていただきます。

資料2-1でございます。こちらは12月18日に取りまとめいただいた中間取りまとめの中で、最終とりまとめまでにさらに検討を深めることとされました各論（個別課題への対応等）について、目次的に1枚に書かせていただいたものでございます。1～8まで全部で8項目ございますが、本日はこれらについて御議論をいただければと存じます。

議論に差し当りまして、たたき台ということで資料2-2を用意してございます。こちらは先ほどの各論の1～8までについて、それぞれ「基本的な考え方」、それから「取組の方向性」ということで記載しております。これらの記載につきましては、例えば3ページにありますように、項目ごとに、これまでの「実証事業等における取組事例」ということで、自治体等の取組事例を整理しております。こういったこれまでの取組事例などから見てとれる考え方、また、今後こういった取組が広がっていくという観点での取組の方向性ということで、それぞれ議論のたたき台として事務局のほうで整理させていただいたものになります。

それでは、1ページ目より順次御説明させていただきます。

まず1つ目の「地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備及び適切な運営の確保」ですが、まず「基本的な考え方」といたしましては、1つ目の○で、学校を含めた

地域全体で生徒の望ましい成長を保障していくため、運営団体や実施主体と学校との連携が大切ということで、中間とりまとめの総論部分とも共通する記載をこちらにも記載してございます。

その中で「取組の方向性」といたしましては、「地域全体での連携体制の整備」、「運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成」、「生徒のニーズや意見等の反映される仕組みづくり」、「安全・安心な活動機会の提供」、「組織体制・財務基盤の整備」、「ICT 活用による運營業務の効率化」ということで、それぞれの項目に関連する取組の方向性の内容というものを整理させていただいております。

次に5 ページ目でございます。「2. 指導者等の質の保障・量の確保」ということで、こちらの基本的な考え方といたしましては、2 つ目の○にありますように、これまで、各地方公共団体におきましては、人材バンクの設置や指導者育成研修会の開催、それから関係団体などと連携した人材確保の取組を進められておりますけれども、まだまだ指導者の確保には苦慮されているということで、さらなる取組を推進する必要があるということで記載してございます。

その中で「取組の方向性」といたしましては、「多様な人材の発掘・マッチング・配置」、「適切な資質・能力の保障、人材育成」、次のページに移りまして、「平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導」、「ICT の効果的活用」ということで整理させていただきました。

次が9 ページ目でございます。「3. 活動場所の確保」という論点ですが、こちらの基本的な考え方といたしましては、2 つ目の○、今後、地域クラブ活動が広がることに対応していくためには、学校施設等のさらなる利用の促進、こういうことに加えまして、活動場所や学校施設の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが必要ということで記載しております。

その中で「取組の方向性」といたしましては、「生徒の活動場所等の確保」、「活動場所の管理運営の効率化」、「学校施設の管理運営の効率化」ということで、それぞれ整理をしております。

次が11 ページ目でございます。「4. 活動場所への移動手段の確保」ということで、基本的な考え方といたしましては、2 つ目の○にございますように、活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討するということと、こうした移動手段の確保に当たっては、地方公共団体における交通部局と教育部

局及び文化芸術部局、そういった関係部署が連携の下で推進することが必要と記載してございます。

その中で「取組の方向性」としては、「既存の送迎車両、スクールバス等の有効活用」ということと、「地域公共交通との連携等」ということで整理をしてございます。

次が12ページでございます。「5. 大会やコンクールの運営の在り方」ということで、「基本的な考え方」にありますように、これまでのワーキンググループの議論でも御紹介いただいたように、吹奏楽連盟さん、合唱連盟さんにおかれましては、地域クラブも参加できる形で規定の整備というものをしてくださったところですが、それ以外のコンクールにつきましても、自治体ですとか団体等の主催者におきまして、参加生徒の幅が広がるようなさらなる改革が必要ではないかということで記載をしております。

その中で「取組の方向性」といたしましては、「生徒の大会等の参加機会の確保」、「大会に参加する生徒への支援」、「大会等への引率」、「全国大会をはじめとする大会等の在り方の見直し」ということで整理をしております。

次に14ページでございます。「6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進」ということで、「基本的な考え方」ですが、まずは生徒の意見・ニーズを的確に把握し反映させることが重要ということと、生徒が自らのニーズにあった地域クラブ活動に参加できるよう、学校と連携してきめ細かな情報提供等を行うことが重要としております。

その上で「取組の方向性」といたしましては、先ほどもありましたけれども、「国における取組」ということと「地方公共団体等における取組」ということで、両面から整理をさせていただいております。

次は16ページでございます。「7. 生徒の安全確保のための体制整備」ということで、こちらの「基本的な考え方」といたしましては、まずは、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止ということで、未然に防ぐという観点で1つ。それから2つ目、また、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、それから適切に保険への加入を行う必要があるということで記載をしております。

「取組の方向性」といたしましては、「事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止」、2つ目が「責任の所在の明確化」、3つ目が「保険への加入」ということで整理をしております。

次が19ページ目でございます。最後の論点として、「8. 障害のある生徒の活動機会の確保」ということで、「基本的な考え方」の1つ目の○にありますように、今まで申し

上げてきました1から7までの各論の部分につきましては、障害がある生徒も活動に参加することを想定して、それぞれの取組を進めることが重要ではないか。それから、障害の特性に応じた配慮や工夫をする中で、障害がある生徒も参加できる安全で多様な活動を展開していくことが重要ということで記載をしております。

「取組の方向性」といたしましては、「多様な地域の関係者の参画」、「新たな文化芸術の機会の提供」、「その他留意事項」ということで整理をさせていただきました。

以上、項目ベースでの御説明になってしまいまして恐縮ですけれども、各論におけるそれぞれの基本的考え方、取組の方向性のたたき台ということで御説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○北山主査 ありがとうございます。資料2-2に基づきまして、各論の方向性について御説明いただきました。

ただいま御説明いただいた各論部分について、委員の皆様から御意見を頂きたいと思ひます。特に文化芸術活動の観点から、記載の中で重要と思われる部分を御確認いただき、より強調すべき点などがございましたら、それについて御意見を頂ければと思っております。

御意見を頂くにつきましては、項目が8つありまして非常に多くて混乱するといけませんので、大きく3つのまとまりで順次やっていきたいと思っております。最初が1番と2番のまとまり、次が3、4、5のまとまり、その次が6、7、8と3つに分けて、おおよそ1時間ぐらいで御意見を十分頂けるかなと思うのですが、その3つにつきまして10分前後という形で御意見を頂ければと思っております。

それでは、この資料を御参照いただきながら意見交換をしていただきますが、1と2、つまり「地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備及び適切な運営の確保」、そして「指導者の質の保障・量の確保」ということにつきまして御意見を頂ければと思ひます。どなたからでも結構でございます。

どうぞ、星委員。

○星委員 連盟の立場として、また教員の立場として意見を述べさせていただくのですが、ずっとこの会議の中で、部活動の学校で果たす役割というのが2つに大きく分けられていたと思ひます。

1つは、皆さんがおっしゃっているような活動の場の確保ということで、子供たちがスポーツや文化に取り組む活動というもの。もう一つは、人間としての育成の場であるとい

うことが大きく取り上げられるとっております。経験なされた先生方も分かると思うのですが、皆さんも通知表をもらった覚えがあると思いますが、「行動の記録」というやつで、10項目ぐらいに分かれていて、「基本的生活習慣」とか、そういう項目に○がついていたり、何もついていなかったりという経験があると思います。それが人間性の評価として具体的な目的として挙げられているものなのですね。

中学校ではそれらをどのように実現していくか。授業だけで実現できるものは本当に数少ない。そのほかに清掃現場、給食、そして休み時間、さらに部活動という、子供たちが自主的に活動する場の様子を観察した上で評価を下しているというのが大変大きいところです。その中の部活動が資する役割というのは、今までの日本の教育の中では、国外では分かりませんが、日本の脈々とした教育の中における部活動の役割というのは、大変大きな役割を担ってきたところだと思います。そのものをどのように地域クラブに移行していくのか、あるいは本当にそのものを地域クラブに移行してしまっているのかどうか、その辺にすごく疑問が残るところです。

総論のほうにも、指導要録との兼ね合いということもあったと思うのですが、私たちが考えなきゃいけないのは、正直これから日本を支えていく子供たちをどのような人間として育てていかなきゃならないかというのが最初の一番大きな問題であって、そこをないがしろにしてしまって考えを進めていくと、本当に教育の崩壊に至ってしまうような気がして仕方がないのです。

最初の各論のところ、今言いましたように、人材を確保する場合、技術の教授、すなわち音楽であれば音楽の技術を適切に子供たちに与えてあげられる人材と、もう一つ、その部活動あるいは地域クラブの中で、人間として、例えばいじめとか、あるいは役割分担とか、礼儀とか、そういうものをしっかりと教育し、教授できるような人材、こういうものの2つの方向で考えていかなければならないような気がしています。

私の経験から言うと、両方を兼ね備えているのは学校の先生です。教育というか、子供たちを成長させようという意欲に駆られて皆さん学校の先生になられた方ですので。その辺も人材の育成というところでぜひ考えていただければありがたいかなとっております。○北山主査 ありがとうございます。これまで学校が教科教育、そして学校行事など共に部活動と併せて総合的な教育で大きな役割を果たしてこられた。それが地域クラブに移行するに当たって、それまでの果たしてきた役割がいい形で持続できるような、まさにこれが組織体制とか、そういうことに関わってくるかと思ひますし、それに当たる人材の確保

ということが重要であるというお話だったと思います。

そういう意味でいけば、規則上定められておりますところの兼職兼業を含めまして、今の教員の先生方をどのように活用するか、あるいは、どのような形で地域クラブに加わっていただくかということの具体策を早くしなければいけないという形で伺いました。ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、西野委員。

○西野委員 星委員が、私のほうを向いて学校の先生の話が振られたような感じもするのです。

私は崇高なる使命感の中、部活動において、荒れた学校を立て直すということで、部活動を活用した。しかし、この年になって、ふと考えたときに、学校が全てやり過ぎた。家庭でしなくちゃいけないこと、地域でやらなくちゃいけないことを学校がやってしまった。ここが大きな失敗ではないですが、今がその転換期ではないかなと思っています。今、子どもたちのためにこの改革をいい意味で実現できれば、恐らく持続可能な活動ができる。

その中で兼職兼業の問題もありましたが令和3年2月17日に文部科学省からも教員の働き方改革が出ています。学校の先生がしなくてはいけないこと、そうではなく、地域の人に任せられるもの、また委託するもの、そういった中で本校においても不登校支援員や、SSW、SC、そのほか目的加配というカタチで、先生の負担軽減は進んでいます。この改革は働き方改革と並行して取り組まなくてはならないと思います。一方で、部活がやりたくてなった先生も実は一定数います。その人の活動の場ということで、最近、兵庫県で話題になったことで兼職兼業は認められないと校長が認識していたという話もありましたが、校長の理解がまだないと思うのです。兵庫県でも、校長が全部集まる場で、この説明をしっかりとしなくちゃいけない。まず校長が理解しないと先生や生徒に伝わらない。そういったところも踏まえて改革していかななくてはならないと思います。長くなったのですけれども、今まで学校がやり過ぎたかなというのが私の意見です。

○北山主査 ありがとうございます。これまで学校教育というのは様々な波を乗り越えてきましたけれども、私も自分の年齢から考えると、80年代の荒れた学校の時代を乗り越えてこられたのは、部活や生徒指導をしっかりやってこられた先生方のおかげで、その方たちが今管理職になっておられる方が多いということを考えますと、若い先生たちとの共通理解が難しいところがあるかなと思うのですよね。そういうところも含めまして、各自治体で若い先生方と様々な経験をしてこられた先生方との話合いが進むといいなと西野委

員のお話を伺いながら思いました。ありがとうございます。

では、池上委員。

○池上委員 お願いします。今お二人の委員のおっしゃるとおりだと感じております。学校が全てを担ってきた部分を地域と一緒にになって子供たちを育成していくという視点が今後すごく求められ、だからこそ、今、学校現場では社会に開かれた教育課程を基に、みんなで子供を育てていくという部分が生まれているのではないかと考えています。

指導者の質の確保・量の確保という部分が併せて非常に大事だと思っております。最初に大坪委員もおっしゃられたように、指導者の確保は本当に、学校の中でも、地域の中でも厳しい状況だと思っています。学校の部活動の中でも、指導者は技術の指導のみならず、総合的に人間を育てるという視点で子供たちに関わってきていたのかと思っております。

学校というところを見ていくと、本当に子供の多様化は進んでいて、多様性に応じた指導であったり、支援が学校では今求められています。特性を持っているお子さんが多かったり、外国にルーツを持っているお子さんが多かったり、そういう子供たちを含めての部活動を今進めてきていて、それを今後、地域のほうへ展開をしていくということが大事になってくるかと思っています。

地域へ展開をしていくと考えたときに、そこの受け皿になる指導者にも、やはりそのような資質であったり、指導の方法、支援の仕方という部分が求められてくるのではないかなと思っています。その対応についての適切な関わり方であったり、支援の仕方、学校教育がずっと培っていたノウハウを地域の中にも生かしていくという部分が、今後、指導者の確保という部分、質の担保の中にも求められてくるのかと思っています。そういうような視点で、指導者の研修会という部分は、学校と連携をしながら進めていくという部分も一つ重要な視点ではないかと思っております。

以上です。

○北山主査 ありがとうございます。この部活動改革の波の中において、振り返ってみると、これまで学校の先生方がどれだけのことをやられてこられたかということが改めて分かりますよね。これをうまく地域クラブにつないでいくにはどうすればよいか。やはりこれは自治体に音頭を取っていただきながら、地域にたくさん眠っているであろう人材の確保、その人たちと学校の先生方とをどのようにつなぐか。そういった意味で、まだまだ課題はあるかなと思いますが、この波を乗り越えてこそ、今まで努力してこられた先生方の御苦勞に報いることができるのかなと思っています。

大坪委員、どうぞ。

○大坪委員 今回まとめていただいた各論の中の1番目の(1)「基本的な考え方」のところで、最初の○に「学校との連携が大切」とありました。それも大切なのですが、これが1番目ではなく2番目ではないかと思うのです。その次にある地域全体で関係者が連携して支えながら体制整備を進める必要があって、その上でさらに学校との連携が必要だという順番になるのではないかというところが気になりました。

特に申し上げたいのは、今、池上委員からもお話がありました2つ目の「指導者の質の保障・量の確保」というところで、この「取組の方向性」の2つ目の○のところで、「地方公共団体による指導者資格の認定」というのがあるのですが、このためにも、まずはやはりどういった指導マニュアルが必要なのか、あるいは手引みたいなものがあるのかという、ある意味で指導者研修の内容はこういうものが必要であるということが示されないと、恐らくこういった人材育成を考えている大学にしても、様々な公益性のある団体においても、青写真がつかれないと考えます。もう既にこれを示す段階に来ているかなと思います。

その点では、最初の1のところに戻りますけれども、今回この文章の中に「運営団体」、それから「実施主体」という言葉が明確に示されていて、半分定義づけのような形になっております。それぞれにふさわしい人材が今後必要になってきますので、それらをどう養成していくかということを考えても、ここでどういう指導者としての資質能力あるいは素養が必要なのかということを示していく必要があります。

こういった指導者の資格認定のところで一番進んでいるのは、やはり教員養成というのが一番進んでおりまして、教員養成では大きく分けると教職専門科目と教科専門科目と分かれていますけれども、教職専門科目に当たるところが全国共通した部分だろうと思うのです。これは安全であったり、差別であったり、どんな種目であろうが、領域であろうが共通するところで、次の教科専門科目のところ、それぞれの種目だとか領域に応じた内容になってくるだろうと考えられます。さらに私は、文化芸術系の場合は、ここにもう一つ地域性が入ってくるだろうと思います。先ほどからお話になっていますように、こういう手順で、こうこうこういう方向で行きますよと一般論でいかないのが文化芸術であって、それぞれの地域の特性だとか風土というものを押さえた上での文化芸術という視点が必要になってきますから、そうすると三段構成ぐらいで研修の内容を構成していくという方向もあり得るかなと、ここを読みながら青写真を描いておりました。ただ、それを決めるべき段階はもう来ていないか、つくり出していく段階に来ていないかというのが、ここ

の指導者の質の保障のところのポイントになると思っております。

以上です。

○北山主査 ありがとうございます。おっしゃるとおり、これが社会全体で動く改革であるならば教員養成はもちろんのこと、それ以外の大学教育の中でも、キャリア教育の一つとして必要な科目がつくられるべきではないかと私は伺いながら思いました。これまで教育大学の中には、教員養成だけじゃない、いわゆるゼロ免課程というのもありましたけれども、政策によってそれがどんどん縮小されていって存在するところは少ないのですが、今にして考えますと、文化全体あるいは幅広くスポーツに関してとかいうことを学べるような大学教育は今後必要かなというふうにお話を伺いながら思ったところでした。重要な示唆に富んだ御意見を伺いました。ありがとうございました。

戸ノ下委員、どうぞ。

○戸ノ下委員 戸ノ下でございます。

今、各委員のお話を伺って、まさにそのとおりでなということと、関連してなのですけれども、合唱連盟で既に地域移行団体、それから地域の指導者向けのガイドラインを公表しております。そこで一番重視したのは、今議論している、まさにこの1番、2番のところでした。「運営実施主体の体制整備」、それから「指導者の質の保障・量の確保」というところは最大の問題だと捉えております。

今、文化庁さんからの御説明の中で、1番について、私どもは、あるいは私は、運営団体実施主体も質が一番大切だと思っています。隙間時間をバイト感覚で埋めるようなところではなくて、本当に生徒たちのためになる運営をやる、実施の企画を練る、それをPDCAで回していくというのが、運営団体、実施主体に求められる最大のスキルだと思っておりますので、今回の方向性の中では、まずそれを第一に掲げていただきたいというのが切なるお願いでございます。

それと併せて「質の保障・量の確保」については、先ほど池上委員からも具体的な御発言がありましたとおりでございます。指導者養成・研修、それから認証を含めた制度化、大坪委員からも御発言がありましたとおりで、その制度化を喫緊に進めなければいけない。そこできちんとした指導者に、きちんとした指導をしていただくというスキルと知見を、きちんと身に備えていただけるような体制を用意していかなければいけないと考えています。

私が恐れているのは、義務教育課程後期にある中学生を教えるということを知っている

ない指導者、あるいは実施運営主体が参画してくることが一番危惧をしております。中学生という多感な時期の生徒たちを指導するスキル、その前提となる教育法規も含めて、きちんと認識をしていただかなければいけないと考えておりますので、このあたりも注意喚起を含めて、この方向性の中に何とか盛り込んでいただけるとありがたいかなと考えています。

以上です。

○北山主査 ありがとうございます。運営団体、実施主体というのが、これまでいろいろな形であると思いますが、教育委員会と自治体が主体的に運営してくださっているところもあれば、それらと協力しながら地域で活動する一般社団法人や NPO 法人などもあるかと思えます。この大きな改革が、任意団体とか善意のボランティアだけで動くものではないということは、もう既に国民は御承知になってくると思えますので、これから自治体がお世話していただきながら、地域の団体が社団法人ですとか NPO 法人とかいう形で法的にもきちんと認められていくような形で、その中で、戸ノ下委員がおっしゃるように、スキルとか知見というものがちゃんと磨けていけるように、今、合唱連盟でも吹奏楽連盟でも、それぞれガイドラインをつくってくださっておりますけれども、そういうものを基にしながら、地域の人たちが一緒にやれるようなガイドラインというか、ルールブックといえますか、そのようなものをつくる時期に来ているかなと思えます。ありがとうございます。

西野委員、どうぞ。

○西野委員 何度も発言して申し訳ない。先ほどは校長の立場だったのですがけれども、今度は NPO 法人スポーツクラブ 21 はりまの理事長としての立場で、学校の先生が例えば地域人としてしたときに責任は誰が取ってくれるのか。学校は責任取ってくれないとなれば、不安で指導ができるかなと思えます。地域の指導者も誰が責任取るんだと。教育委員会は責任を取ってくれるのか、学校が責任取ってくれるのか。そこを解決しないと進まない。生徒や指導者は個人でスポーツ安全協会の保険に入っている。もう一つが、法人向けの賠償責任保険というものがあります。それを入れることによって、運営団体である NPO としてしっかり責務を果たす。安心して活動できるということを担保して、初めて人材がそろおうと思えます。さらに、運営団体が資質向上に向けた研修を開催する。最初から「質の保障・量の確保」は絶対難しいと思えます。まずは教育委員会とか県といったところではなくて、地域の運営する団体、組織をつくっていくことが大事なのかなと思えます。本

町では総合型地域スポーツクラブが NPO を取得し、指定管理者として施設管理をしています。今さらに一歩進まなくてはならないときだと感じています。

○北山主査 ありがとうございます。組織ができてこそ人が集まるということですね。そのためにも、いわゆる財政支援というようなことも必要となってくるでしょうけれども、質・量の問題もさることながら、組織づくりですね。

実は私も、こういう委員をやっている関係もあるのですがけれども、自分でも何かやらなきゃと思って NPO 法人を立ち上げまして、資金も集めながら、子供さんたちの現在の活動、そしてこれからの活動が持続できるようにという形でやっております。恐らくこれからそういう団体が全国に増えてくるでしょうから、そういう団体の連絡協議会みたいなものも、そのうちできてくるといいなと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう、1 番、2 番につきまして御意見等。

○木村主査代理 今までの話を聞いていて、今回の理念としては、地域移行ではなくて学校も含めた地域というところが一番大きな変化ということだろうと思うのです。保護者も子供たちも指導者も、一方的に預けられるということに非常に不安があって、これまでどおり学校と連携してもらえたらやりますよという方々が多いのですね、やはり。保護者もそうなのです。やはり学校があるから安心できるという部分があって、今回の地域展開という中には、学校教育も含めたというところが安心材料になっているのだと思うのです。

そうしたときに、これまでの教育的意義を継承・発展するという大きな課題があって、学校との連携が大切というところなのですが、具体的にどういうもので連携させていくのかというのが中身を詰めていかないと、どういうところで連携なのか、言うことは分かるのだけれども、具体的な中身を国のほうが一つの目安として示していただけたらありがたい。例えば新生が集まったときにオリエンテーション的なものは学校でやりますよとか、保険加入は学校がまとめてやりますよとか、そういう一つ一つの具体的なものがあってこそその学校との連携です。主体はあくまでも地域ということはあっても、やはり学校との中で、例えばいじめがありました、暴力がありましたといったときに、学校は関係ありませんじゃなくて、どうしても学校のほうに連絡が来る。そういったときにどういふふうな対応になるのかとか、一つ一つ具体的な場面で考えていかないと、なかなか進まない。そこら辺は少し目安を出していただくと非常に安心できるんじゃないかなと思っています。学校教育が果たしてきた役割、先ほど星委員が言われたように、あまりにも大き過ぎて、学校から抜けると非常に不安になられるのですよね。ソフトランディングさせ

ていくような、そういうふうにしていってほしいなと思っています。

○北山主査 ありがとうございます。先ほど西野委員のお話にもありましたように、いわゆる責任のありようとか、そういうものをはっきりすることによって進むことかなと、お話を伺って思いました。この改革が現場の先生方にさらに負担をかけるものではなくて、より教育内容に力を注いでいただけるように、国全体が支えるという形に持っていかなければいけないと思います。やはり国のリーダーシップで、その辺を打ち出してくださればいいなと私も思っております。

いかがでしょう、ほかは。

どうぞ、清水委員。

○清水委員 全邦連の清水です。お世話になっております。

私たちが今まで、過去モデルケースでやっていたときはあったのですけれども、和楽器を教える、例えば琴や三味線を教える。それを広めたいという気持ちで地域移行という形で活動させてもらっていたのですけれども、先ほどおっしゃられた子供たちの人間形成、大阪でも確かにいじめの多い地域・少ない地域、様々あるのですけれども、子供の人間形成をやっていくとなってくると、例えばお琴がうまい人に指導者になっていただく。でも結局、そういったところは教えていけるのかなという疑問とか、そういうのも絶対あると思うのです。現場の教育陣の先生たちと、そこは本当にやっていかないといけないところかなとすごく思いました。

私は小売りの立場として、どこの役所でも透明性とか、ちゃんと接してくれる、それで地域移行が広まっていったらということはずごく思います。こちらの資料を見ても、大阪のケースは非常に少ないです。それに比べると、ほかの地域を見させていただいたら多いなど。そこは本当に恥ずかしい限りなのですけれども、このあたりの話というのは、私らも組合に持ち帰って、ただ邦楽を教えるだけでなく、人間形成も育てていく、いじめをなくしていくような形の指導もとなってくると、やはり現場現場の先生方の協力は絶対必要だなと思いました。

○北山主査 ありがとうございます。御存じのように、今、音楽の授業でも日本伝統音楽、いわゆる邦楽、そして雅楽、能楽、教科書の中にたくさん出ているのですけれども、今までの歴史の中では、中学の部活動ではあまりなかった。恐らくこの機会に地域クラブで、そういう日本伝統の音楽活動ができるんじゃないかなと私は期待しております。

ただ、それまでの文化の違いというのはございますので、例えば流派の問題とかが邦楽

の場合は多いかと思えますけれども、いわゆるフィールドの違いをそれぞれが乗り越えて協力できるためにも、今回の地域移行というのは、日本の文化において重要な位置に来ているかなと思えます。ありがとうございます。

どうぞ、星委員。

○星委員 先ほどから教員の負担というお話が出ていますのですけれども、部活動に限って教員の負担を具体的に考えたときに、例えば吹奏楽であれば、技術を教えることが負担なのか、それとも子供たちをある一定の時間学校に来させて部活動という活動をさせるときに、自分がいなきゃならないという時間的負担なのか、その両方なのかということにも関わってくると思うのです。

もし指導面が負担であるということであれば、コーディネーター的な存在として関わっていただく。練習計画や部内の技術面以外の人間同士の問題の解決、そういうものについては学校の先生が携わっていただく。技術面については外部の講師がやっていただくという方法が一つ考えられるのではないかなと思えます。

ただ、部活動そのものの時間が、通常、授業は4時ぐらいには終了いたします。その後、通常勤務ですと5時までになります。今7時間半になっていますので、4時30分とか4時40分とか、学校によっては幅を持たせているところもございますけれども、その時間内に部活動に関わってしまうと、自分がやらなければならないことができないということから負担に感じている。あるいは土日ぐらいゆっくり休ませてもらいたいとか、あるいは土日は自分の外部の研修のために時間を費やしたい。そのために部活動が負担である。こういった場合には、今言ったようなコーディネーター的な役割そのものもできなくなってしまいます。そういう場合には、例えば1週間に1時間でもいいです、2時間でもいいですから、その部活動の子供たちを集めて、「今現在どんな活動をやっているの?」「悩みはないですか?」という相談をする場として学校の先生が協力していただく。そのくらいのことは必要なのではないかな。

私たちがそうですけれども、私は今、人間として生きていますが、一番の根本、私は中学や小学校の時代に信頼できる大人の方がそばにいたから、今の自分があると思っております。員の皆さんはどうでしょう。日本の場合には、人格形成の中で、大人の中の子供の存在、子供の中の大人の存在って、とても密接な関係にある。そういう大人と触れ合う場、大人を感じる場を一つのものとしてきちんとつくってあげないといけないのかなということを感じております。

○北山主査 ありがとうございます。おっしゃるように、学校コーディネーターあるいは地域でのコーディネーターの役割はとても重要で、それもこれまでの報告書の中にもありますので、その辺をより徹底していくことは重要かと思います。これまでも、そういうふうにして先生方が大事に育ててくださった人が社会にいるということは分かりますので、人材の量という意味では十分あると思うのです。問題は質の問題になる。質というのは、特に何かの技術が優れているというわけではなくて、子供と共にいかに重要な時期を過ごすことができる大人が必要なのかという御意見だったと聞かせていただきました。ありがとうございます。

多少行ったり来たりしても構いませんけれども、時間の関係上、皆様から御意見を伺いたい項目がございますので、次が3番の「活動場所の確保」、4番の「活動場所への移動手段の確保」、5番が「大会やコンクール運営の在り方」、順番はどれでも結構ですので、この3つに焦点を当てた御意見を頂戴できればと思います。

どうぞ、大坪委員。

○大坪委員 まず3番目の「活動場所の確保」です。

今までの御意見の中でも、学校との連携の中では、私は人的な部分よりここが一番大きいと思っております。これについては、教育委員会をはじめ自治体との十分な連携・検討が進められるべきであって、学校がやり過ぎたという御意見がありましたけれども、私も全くそのとおりで思っております。学校教育は151年目ですか、今年。学校教育の中で、スポーツも文化もスタートさせたところは非常に効率がよかったです。100年もたたないうちに、日本はそういったものを吸収し、普及することができました。ただ、そこから発達しなかった。ですから今、各地方を見てみると、そういった活動場所はないのですね。これはやはり学校の中に閉じ込めてしまった、その結果だろうと思っております。今現在ないわけですから、本当に人口減少が進んでいるような学校に行きますと、その学校の中で全てが行われているのが実際でございます。お年寄りたちが集まって来て何かサークルをやっているのも学校ですし、そういったことを考えますと、活動場所として学校が貢献するということは当然のことだと思います。私は学校との連携の第一は、ここにあると思っております。

以上です。

○北山主査 これまでの日本の文化というのは、学校を中心に回ってきたといっても過言ではないですね。そういう場所にあつて、地域の人たちもそこで活動してきたという歴

史があります。地域の方たちというのは、子供時代そこで過ごしてきたわけです。

学校施設の開放については、文科省から学校施設開放に関する文書もちゃんと出されていますよね。あれに沿ってやっていただければ、各自治体でルールづくりはできることだと思うのですが、私が見た感じでは、あれが案外浸透していないのかなというように思います。文科省の文書を読ませていただいたところ、そのまま持ってくれば、どの自治体でも使えるようになっていると思いますので、学校施設の開放、そして文科省の提案されたものに加えて各地域の特有の問題も加えた解決策を、ぜひ学校施設の開放ということで進めていただければなと思っております。

いかがでしょう。学校施設のこと、そして移動手段のことも大きいかと思うのですけれども。

どうぞ、戸ノ下委員。

○戸ノ下委員 合唱連盟の戸ノ下です。

活動場所のところに戻ってしまうのですけれども、今、大坪委員がおっしゃられたとおりにだと思います。特に社会教育施設につきましては、今まで学校部活動であれば比較的柔軟に対応できていたものが、この地域クラブ活動になったときには、学校部活動ではないのだから、その使用についてもかなり制約が今の状況ではあるというのが現実だと思いますので、このあたりも制度設計の中で地域クラブ活動に対する柔軟な対応というものを、地方公共団体あるいは国からの指針としてお示しいただけるのが一番ありがたいと感じているのと、「学校施設の管理運営の効率化」の中では、ある程度施設をいじらなければいけないという事態が発生したときに対する支援の在り方というものも発生してくると思います。これは移動手段の確保の中で、バスを活用するとかいうところにも関連してくると思いますので、そちらに対する支援体制の在り方というものも、今後ちょっと考えていただきたいというのが本音でございます。

○北山主査 ありがとうございます。少数化に伴って学校施設も余裕ができてきていますし、校舎全体だと学校そのものが再利用できる状態になっていて、文科省のほうでも再利用の希望者を探しているサイトもあります。地域によっては公民館と学校が同じ敷地の中にあるところとかもありますよね。今後、校舎施設の老朽化に伴って様々な改修工事が行われると思いますので、その辺の計画とともに、学校施設開放が物理的にも進むといいなと思います。ありがとうございます。

どうぞ、星委員。

○星委員 学校施設はすごくありがたいです。大坪先生、ありがとうございます。ただ、管理をする上で、今は学校の先生が管理しているのですよね。土日なんか、先生がいないと開けられないという地域のほうが多いわけです。中には指導員が暗証番号を教えてもらっていて、暗証番号を押すことによって必要な施設を開放できるという仕組みを取っている自治体もあります。どうしてもそういうところへお金がかけられないところは、副校長先生なり教頭先生が来て鍵を開けてというところもあります。今は部活の顧問が来て学校にいないと、学校の施設は使用できないというのがほとんどだと思うのです。

ですので、施設の改革を進めるとともに、管理をする場合の人的なこと、例えば1つの地区に5つの学校があったならば、1つの会社をお願いして、施錠や開錠については学校の先生が行うということではなくて、そういう業者にきちんと依頼をして責任を持ってやるとか、そういう仕組みをぜひつくっていただくとありがたいかなと思います。

○北山主査 先ほども言いました学校施設開放についての文科省の文書の中には鍵のことも書いてあります。今いわゆる実証事業をやっているところは、それがまず大事ですので、いろいろなパターンがあると思います。私は今、静岡市の実証事業を受けているわけですが、鍵はこちらが預かっています。これの原則は、学校の先生方に鍵開けのために出勤していただく、残っていただくということはないというのが原則ですので、地域によってはオートロックを導入しているところもあると聞きます。いろいろな難しいことってあるのですけれども、大抵のことは片づくのですよね。少なくともお金があれば片づくことって多いのですよ。そういう意味でいけば、やはり財政支援が重要かなと思います。

○西野委員 10ページに加古川市の事例があり、私の学校の隣にある学校すが、セキュリティを別回線にして、音楽室がある棟へスマートキーで出入りできるようにしています。本校はそこまでないのですけれども、2つ校舎がありますので、動線を指定し鍵を預けることは可能です。スポーツクラブはすべての学校の体育施設の鍵の管理もしています。体育館の利用に際しては登録をした団体に鍵を貸す形にしています。どこの団体がどのように管理していくのかを整理する必要があります。また、新しい学校、特に統廃合などで出来る新たな義務教育学校など、本当にうらやましいのですが、公民館機能、体育館機能など全て整ったものが今どんどんできています。こういった機会に施設開放ができやすい改築とか新設というのが進んでいるので、うらやましいなと思っています。

○木村主査代理 前回も言ったのですが、これは国の補助金があります。部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金、下限が100万円で上限400万円だったと思いますが、

国で3分の1補助、メニューを用意していますので、それを活用すればいいんじゃないかなと思っておりますので。

○北山主査 それぞれの自治体で、ある程度の予算を組んでいただいた上で計画を立てて、それで国に申請していただくという形は整っていますので、それを大いに利用していただいて、国と地方公共団体ともに施設改善等を進めていただければと思います。

○池上委員 施設のことに関係するのですが、前回、栗山委員が夏の暑いときの練習場所、空調設備のことも言われていたかというふうには思っています。鍵のことは施設改善等の補助金で皆さん対応されるということが考えられるかと思うのですが、実際に空調設備を使っていくときのランニングコストとか、そのような運営の補助という部分もあるのかどうなのかということも気になるかと思えます。

○北山主査 これから学校のエアコンというのは、どんどん整備されていくと思うのですね。東京都はとっくに整備されていて、地方はこれからやっていくところで、先生のほうは当然御存じですけども、磐田市が全校にそろいますね。そういう形で部活動改革、特に運動部のほうも必要でしょうから、エアコン整備というのは同時に整っていくのではありませんか。それに関して文化庁のほうから何かアドバイスなどございますか。各地域でのエアコン等の設備改善について。

○今田補佐 お調べして皆さんに情報提供できるようにいたします。

○北山主査 そういうことでよろしく申し上げます。

体育館等の整備というのは、特に静岡県の場合は災害が起きたときの避難場所になりますので、これは全国各地そうだと思うのですけれども、ある意味で学校は文化だけでなく生活のとりでのようなところがありますので、学校施設改善というのは、これを機会に全国的に取り組んでほしいなと思っております。

いかがでしょう、3、4、5の項目につきまして。

星委員、どうぞ。

○星委員 最近の統計が出ましたので、ちょっと参考までにお伝えしておきます。

全日本は今年から、中学生については地域バンド、合同バンドの参加を認めるような形で運営させていただきました。その結果、2024年度は全国で125団体が合同バンドで地区や県のコンクールに参加しています。それから地域バンドの加盟数は、小学生が全国で64団体、中学生が40団体という形で、2023年度に比べると多いところは2.5倍、少ないところでも1.5倍ぐらいの増になっているということで統計が取れており

ますので、御参考までに皆さんにお知らせいたします。

○北山主査 大会、コンクールに関して、そのように地域バンドや合同バンドが参加する時代になっておりますので、問題はその子たちが練習する場所ですね。それと移動手段。移動手段について何か情報をお持ちの方とか、御意見のある方はいらっしゃいますか。地域によってはスクールバスを持っていらっしゃるところもありますし、保護者の方たちがいわゆるカープールのような形で、交代で移動していただいているところもあるようですけれども。

○清水委員 私が住んでいるのは大阪市なのですけれども、例えばスポーツのクラブですが、土曜日・日曜日、冬になってくると、例えばプールでしたら温水プールのあるところに子供を引率して顧問の先生が移動されているのですけれども、大阪市内とか都会のところでしたら、まず車を持ってなく、例えば部員の保護者の御家族の方とかも、ほぼないのです。自転車で行くとなると当然危険が伴ってくる形になってきます。土曜日・日曜日、学校のクラブの顧問の先生方というのは、生徒のためにお休みを返上して出られているというのが実情ですけれども、そのあたりを地域展開に関して盛り込んでいって考えていく必要が、特に市内とかを見ていると、例えば私が犬の散歩をしているときに、よく先生方と会って御挨拶するのですが、子供を引率しているところを見かけて。そういったところは考えていけないといけないのかなと。大阪市内とかでしたら結局電車、これに尽きるかなというところがやはりあります。

○北山主査 スポーツのほうの会議でしたか、子供たちの移動時間に合わせて公共交通機関のダイヤ編成をしていただいた。これはとてもいいことですよね。そういうふうに社会全体が子供のために変わるという形で、バスや電車の時間を調整するということは、とてもいい動きだなと思って聞かせていただきました。

○池上委員 県内のある自治体の取組ですけれども、中学校が統合するというに伴って、市内の中学生の路線バスのフリーパスを市が負担をするという取組があります。そこは部活動のほうで、地域展開というより、まずは合同部活動からスタートするというところなので、その会場に行くのに子供たちが路線バスを活用して移動をしていくというところなんです。その市では、今まで練習場所へ行くまでのバス代は保護者負担でした。子供たちの可能性を広げたり、多種多様な選択を子供たちができるようにという市長さんの熱い思いから、このような取組につながったと聞いております。それが持続可能かというところも大きな問題になっていくのかと思っておりますので、そのような支援もやはり必要なの

ではないかとは思っています。子供たちにとっての可能性を広げるという視点でのこの取組というのは、本当にありがたい取組だなと思っております。1つ紹介をさせていただきます。

○北山主査 ありがとうございます。地域で取り組むことによって、子供を中心として大人も新しい時代に合った生活の仕方を身に着けていくという意味で、いい機会だなと思います。

大坪委員、どうぞ。

○大坪委員 美術教育の関係者、それから実際に私の教え子が全国の美術教師、図画工作の教師として赴任しておりますので、特に過疎地域の人たちから情報を集めたところ、まさに交通の手段については地域によって本当に風土によって違いがあり、機関整備がどこまでできているか、交通機関がどこまであるかということによって全く違ってきます。今回の聞き取りの中にも、統括コーディネーターのような人の存在が必要だということを書いていらっしゃる団体もありましたけれども、地域全体のスポーツ・文化芸術活動をどうコーディネートしていくかという視点を持った方が絶対に必要になって来ます。今まで学校教育中心であった教育委員会の教育長とは、また少し違った立場になってくると考えます。

私が特に頭を抱えたのは、私は実は長崎の出身でございまして、離島がたくさんあります。今現在も離島から船で小学校・中学校に通っている児童生徒数は相当あるわけです。その子たちがさらに文化芸術活動・スポーツ活動で、どれぐらい時間が稼げるかということについては非常に頭が痛い。これを押しなべて全国で何か組織的なというのは無理ですので、そうしますと地域研究、特に文化芸術活動においては、地域においてどういう特色があり、どういう課題があるかという地域研究をやる人が人材として必要になってくるだろうと思いました。

以上です。

○北山主査 ありがとうございます。この間の中間報告にも、これを実施するに当たって、首長部局でやる方向性が述べられていて、各地でその動きは起きています。これまで教育委員会が主に担ってこられたことではあるけれども、各市町や県の総合政策課が地域の文化、そして生活ということを総合的にコントロールできるんじゃないかという予感も私は持っております。これによって、より暮らしやすい文化的な社会が出来上がれば、子供たちと共に我々高齢者も幸せになっていって、いい時代が来るかなと思います。ありがとう

ございます。

いかがでしょう。ほかにもあるかもしれませんが、時間の都合もございますので、6、7、8を落とすといけませんので、6、7、8のことにつきまして御意見を頂きたいのですが、6は「生徒・保護者等の関係者の理解促進」、7が「生徒の安全確保のための体制整備」、8が「障害のある生徒の活動機会の確保」。6につきましては、先ほど来話に出ています室伏長官のYouTubeが、非常に保護者の理解を促進する上に役立つということを私はいろいろな人からも伺っておりますので、そういうところも使いながら、我々委員も保護者の皆様に御理解いただくための活動をしていきたいなと思います。

「安全確保のための体制整備」ということでは、西野委員のお話の中にもありましたように、責任体制ですね、保険等のこと。団体で保険を整備して、何か事が起きたときにちゃんと対応できるようにしなければいけない。

そして8つ目が、スポーツのほうでは、パラスポーツということもあって、いろいろな試み、あるいは実際にスポーツ活動をされる皆さんの中には、障害のある生徒さんの活動をよく考えてくださっているところが多いのですが、我々文化活動としては、どのように皆さんお考えでしょうか。6、7もさることながら、8について何か御意見を頂戴できればと思いますが。

○野口主査代理 障害のあるお子様の文化活動ということで、ちょっとだけ経験談です。

私は中学校の理科の教員だったのですけれども、副校長になるときに特別支援学校に行けど。あの当時、異校種交流というのがありまして、勉強してこいと3年間行かされのですが、そこでの経験ですけれども、美術の関係ですばらしい方がいて、ぱっと見たビルを戻ってきてそのまま再現できる方がいて、窓の数まで全部正しくインプットされちゃう方がいて、すごい能力を持っているなど。人物画を描くお子さんも、赤と黒で描くのです。それが非常にその人の表情を表現できているすばらしい作品になっていて、特別なものがおありになる方がいっぱいいるのだというのが、そのとき分かったのですね。東京都では総合文化祭をやっているのです。障害のある方の展覧会、演劇の発表会というものをやっています、そういうものが保護者の方にも、描いている本人にもとても励みになって、うれしい場だったのです。

今回、障害のある方の文化活動という一文が入ったのは、私は本当にうれしいし、なぜ私も今まで意見を言わなかったのだろうと反省したのですね。もしかしたらすばらしい能力を持った方がいっぱいいらっしゃるということを忘れずに、ここを何とか続けていきたい

いなと願っています。

○北山主査 ありがとうございます。私はいつも思っているのですけれども、いわゆるオーケストラ、吹奏楽というのは、障害のある方と共にやることは多くなかったのが一つ反省するべきところでもあるのですけれども、例えば日本の伝統的な文化から考えますと、箏曲は歴史の中で視覚的な障害を持ってこられた方が大活躍されてきた芸術ですね。そういうものを含めて、箏曲の活動が地域クラブに広がるといいなと思っているのです。ということで、ちょっとその辺を補足していただけますか、清水委員。

○清水委員 クラブではないのですけれども、大阪府内では、視覚支援学校、聴覚支援学校等、支援学校がありまして、実は毎年毎年、年によってばらつきはあるのですけれども、お琴を各学校で回しながら授業をしていくという制度を取っていきまして、その中で支援学校もお琴を借りられるというのはあります。三味線を借りられる学校があったり、お琴を借りられる。和太鼓を頑張っている支援学校も実際あります。

私が昔、和太鼓を納めたときに、たまたま1つの和太鼓はカンカンと結構高い音が鳴っていたのです。もう1個の和太鼓は、音がちょっと低かったのです。皮の伸び加減だったのですけれども。まだ聴覚支援、視覚支援という呼び名がなかったときに、支援学校だといっても馬鹿にしないでほしいという意見が出て、同じレベルの音が鳴るものを2つ用意してくださいと言われて、もう一度納品し直したことがありました。

先ほど野口委員がおっしゃられていた能力のすばらしさ、特に音に関しても、一般的な学校よりも秀でたところというのは、すごく感じられるところがあるかなとは思っています。今はだんだん邦楽の世界も少なくなっているとは思っているのですけれども、昔は盲目の先生方等は多かったとは思っています。

○北山主査 ありがとうございます。私も特別支援学校の和太鼓合奏を聞かせていただいたことがありますけれども、とてもすばらしい活動でした。音だけじゃなくて体の動きということも、その方たちにとってはとても重要な価値を持っているのだと伺いました。

○大坪委員 障害のある生徒さんの活動という点では、恐らく美術の領域が一番、歴史的に見ても広がっているかと思えます。実際にアール・ブリュッドという言われ方で、マーケットもだんだん拡大しています。障害を持ったお子さん、あるいは成人の方の作家と言われる人たちもどんどん登場してきていますし、その中でも日本は割合に優秀な特異な能力を持った人たちが多く育っている国というふうに世界からも評価をされています。

ただ問題は、特別支援学校の中で、こういった表現活動はかなり重要な学習領域でござ

いますから、大きな特別支援学校では美術の教員を複数名置いていらっしゃる場所もあって、かなりきめの細かい指導をなさっております。特別支援学校にいるときには、部活動として外に出るよりも、特別支援学校の中でかなり完結しているのも事実です。ただ、特別支援学校を終わった後の活動場所がないということで、今盛んに障害者支援施設や、障害者の造形表現を専門にやる NPO 法人もたくさん立ち上がっております。しかし、それらは規模が小さいのです。そうしますと、例えば中学生や特別支援学校の中学部の生徒さんたちが学校以外でも何か外でやりたいといったときに、そういったところが受け入れる能力がないという課題があります。

ですから、まだ体制整備が整っていないということが一つと、特別支援学校以外のところでの指導者ということになってくると、これまた非常に少ないと言えます。健常児の通常の指導については、かなり専門的な知見を持っている方、あるいはそういった社会教育の学習をちゃんとされた方もたくさんいらっしゃいますけれども、それプラス特別支援に必要な知識を持っていらっしゃる方というのは、ますます少ないということで、これは先ほど言いました人材育成の中の一つの重要項目に入れなければいけないと思っています。

そもそも言えば、この「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」自体の動きが、ダイバーシティの育成、要するに多様性を持った社会という大きな流れの中にこの動きもあるとするならば、障害のある生徒さんたちの活動場所というのはマストと言っていいだろうと考えます。そこは大きく表面に出したほうがよいと思っております。それをなしにして地域の文化芸術活動はないのだということをはっきりと出さないといけないと思います。ぜひ文化庁のほうにお願いしたいのは、これは経産省が言っているダイバーシティの実現の一つなのということです。これは単なる文化投資、スポーツのための投資、教育投資ではなくて社会投資なのだという視点で、ぜひ予算措置等も頑張りたいと思っております。

以上です。

○北山主査 ありがとうございます。地域クラブ自体、全ての子供たちがやりたいと思ったスポーツ活動・芸術文化活動に加わって、それを体験することができるというのが一つの目標でありますけれども、同時に、大坪委員がおっしゃったように、これそのものが多様性を求めるこれからの社会において大きな社会改革なのだということを、広く国民全体に理解していただけるような活動につながっていくといいなと思います。

戸ノ下委員、どうぞ。

○戸ノ下委員 それに関連してかどうか分かりませんが、特に音楽系の活動の場合は、ふだん学校に来られない子たち、不登校の子たちも、その活動には喜んで来るという事例を私も幾つも聞いております。したがって、この8番の括弧の中でも、そういった子たちが、地域クラブ活動の中できちんと伸び伸びと活動できるような知見を持った指導者なり実施運営主体であってほしいという願いもありますので、そこらあたりも何らかとりまとめの中にニュアンスが入ればいいのかなど。各論の1と2は6、7、8とかなりリンクするところでもありますので、これは書き方のテクニックになると思いますが、とりまとめの中では1、2が独立したもの、6、7、8がそれぞれ独立したものではなくて、それぞれ密接にリンクしてくるということも含めて仕上げていくのがいいのかなと感じました。

以上です。

○北山主査 人材育成の中に特に重要な役割を持っているということ、今お二人のお話の中から痛感いたしました。

鈴木委員から順番にお願いできますか。

○鈴木委員 今、佐渡市の地域クラブも、佐渡島内に特別支援学校がございますので、一緒にやりませんかということで案内は出しているのですが、ただ実際は遠慮というか、恐らく不安なこともあって、申込みというのなかなかないような状況になっています。また指導者のほうも、ふだん慣れていないので、すごく不安だということもあります。もちろん今、人材育成ということで、指導者にそういう知識をしっかりと身につけさせていくための研修とか、そういうことも大事だとは思いますが、ある意味、指導者も不足している中で、いろいろなことを求め過ぎるのも、すごく負担感というものもあるのかなというのすごく感じています。

今、指導者の謝金等の支援していますけれども、例えば介助員とか支援員さんとか、障害に理解の深い人がその場にいるだけで、ぐっと指導者や参加者のハードルは下がるのかなというふうにも思いましたので、そういう人も活用できるような支援というもあるといいのかなということを思いました。

○北山主査 ありがとうございます。重要な視点だと思います。

○西野委員 改めて8番を見たときに、これが1ページになぜ入っていないのかなと、ふと思って。障害者差別解消など、合理的な配慮というところが大切になってくると思うのですが、それができるのはコーディネーターだと思うのです。そのコーディネータ

一の役割は、1 ページに「行政、学校、関係団体の情報共有・連絡調整等を行うコーディネーターの配置」となりますが、そこに合理的な配慮を行うコーディネーターというのが必要にはなってくるかなと思います。特別に8番で詳細を書くのではなくて、前の1ページ、2ページの中にも、そういった合理的な配慮というところのコーディネーターの役割が示せたら、より自然な感じになるかなと改めて感じました。

○北山主査 ありがとうございます。先ほど戸ノ下委員からも同じようなことで御意見を頂きました。非常に重要な視点だと思います。8だけそこに付けるというよりも、その精神というのは、もっと前のところから生きているものなのですね、もともと。それを示せるといいなと私も思います。ありがとうございます。

星委員、どうぞ。

○星委員 別な立場で御報告だけさせていただきます。全日本吹奏楽連盟としては、こういう人たちの参加については、通常の人たちと全く同じ扱いにさせていただいておりますので、聾学校、特別支援学校の加盟も同じように扱わせていただいております。

それから実際のコンクールなどでも、一時話題になったと思うのですが、熊本の盲学校の打楽器アンサンブルが全国大会に出まして見事金賞を受賞しました。そういう事例もありまして、音楽については積極的にそういう子たちにも場を提供させていただいております。

○北山主査 ありがとうございます。実は私が聞いた和太鼓も同じ学校なのです。

いかがでしょう。まだあるかと思いますが、ここで一旦前に戻ってといいますか、残り時間はあまり多くないのですけれども、1から8までの全体を通して、さらに御意見がありましたら。

戸ノ下委員、どうぞ。

○戸ノ下委員 合唱連盟の意見書でも書いた学校部活動と地域クラブ活動、社会教育に転換していくに当たってのある程度の問題というのは、どこかで示しておかなければいけない。著作権の件もそうですし、学校施設の利用、社会教育施設の利用というものが、学校教育なのか、社会教育なのかで大きく分かれてしまうところがありますので、打ち出しの仕方は非常に難しいとは思うのですけれども、そういう問題があるよ、今後考えていかなければいけないよというところは、どこかでほのめかしておけるといいかなと思いました。

○北山主査 著作権のことについては、文化という意味ではとても重要ですので、学校教育の課程の中でもやっていることではありますけれども、地域クラブのほうでも、それは

引き続いていけるようにしたいなと思います。

皆さん方から御意見を伺いたいことの1つに、これまでの中学校の部活動というのは、地域にもよるのですけれども、高校入試の内申書とかと結びついていたところがありますよね。それが今後、地域クラブに移ることによって、あるいは学校でも多様な活動としても続けるところもあるのでしょうか、内申書等のことについて、校長先生あるいは教育委員会の先生方で、このとりまとめについて何か御意見がありますでしょうか。

どうぞ、西野委員。

○西野委員 昨日も新入生の説明会でその話をしたところなのですが、学校の部活動に入部するだけで高校入試に影響があることはありません。顕著に優秀な成績があれば、成績を加算するなど考慮する学校もあります。多くは私立となります。公立においても一部あります。部活動だけが入試に影響するような偏見は取り除いていかななくてはなりません。社会教育での活動、学校教育での活動という話題もありましたが、将来的には学校教育から社会教育へシフトし、地域の活動になることを見据えたとき、高校入試への影響について、地域クラブであっても、部活動であっても、その優秀な成績についてはその人を評価する一つのプラス材料にはなるとは思います。部活動と同時に地域クラブも評価されることを期待します

○木村主査代理 推薦制度は、特に音楽なり、スポーツなりというところを着眼しますので、推薦の場合は、そこら辺の観点で見るとということもございます。私が懸念しているのは、先生方が子供たちの活動をほとんど知らない。何をやっているのか分からなくなってしまふというところが一番問題だろうと思うのです。頑張っているんだねと、いつも先生方が子供たちの学習以外でそういったところを励ましの材料にするというのは、私たちがよく行うところなのです。「頑張っているんだね。聞いたよ」とか「見たよ」と言うと、子供はすごく喜ぶのです。今後地域に移行していった学校が、それが見えなくなったときに、「そんなことをやっているの」、「何か入賞したら教えてね」くらいの感覚になってしまうと、子供たちの後押しというか、励ましもできなくなる。子供全体を見ながら日頃指導しているものですから、そこを連携しながら、子供たちは何をしているのかということが分かるような仕組みというのはつくっていくべきじゃないかなと思っているのです。

○北山主査 星委員、どうぞ。

○星委員 地域によると思うのですが、私が勤めている地域では、特色選抜という制度を取っておりまして、特色選抜の資格は生徒の自己申告によるのです。ですから部活動だけ

ではなくて、地域のクラブ活動、それからボーイスカウトとかガールスカウトの活動、NPO 法人でこういう活躍をしましたよということを自己申告して、その大会の要綱、賞状と一緒に付けて、学校側は出されたものは拒否しないのです。全て資料としてそのまま高校のほうに提出して、その子の価値を高校で決めていただくというシステムを取っているものですから、今回の場合についても、部活動だけではなくて、例えば地域のサークルで吹奏楽のコンクールに参加して全国大会に出ましたよという場合には、部活動で参加していたときと同じような評価はいただけるとは思っています。

○北山主査 ありがとうございます。自己推薦という形であれば、子供が自分の得意なことをアピールするという意味で、今までの限られた種目ではなくて、地域による多様な活動を自分自身でアピールできるというのはいいことだと思います。同時に、保護者の方にとっては、地域であろうが、学校であろうが、それをやっているか、やっていないかが直接入試に影響するものではないということはお分かりいただいた上で、学校側としては、子供さんたちの総合的な育ちの中で、この子は地域で何をやっているとか、そういうことは把握する必要は確かにありますよね。

○西野委員 先ほどの話で高校入試のこともありましたが、地域と学校の連携という観点から本校においては部活動と一緒に、地域の剣道クラブや、そのほかの文化活動も同じように PR する場を設けています。部活だけではなくて、地域クラブ活動も学校で募集しています。文化祭では、茶道であったり、生け花であったり、そういった地域クラブ活動が発表する場を設けています。生徒たちが茶道や生け花などでこのような活動をしているのだという発表の場があるので、先生も学校外での地域クラブ活動学校の様子を理解することができます。学校との連携協力というのは、地域とともにある学校ということで、その地域の活動を学校の枠組みを超えて一緒に活動できるかということがポイントになるので、最初に戻って申し訳ないけれども、学校と地域の連携は、学校と地域でお互いを認め合うというのではないですけれども、情報を共有できる場が連携かなと思います。

○北山主査 ありがとうございます。まさに子供たちの新しい活動の場を我々大人が考えることによって、地域、社会の文化、あるいは一つのつながりというものが発見できるいい機会かなと思います。ありがとうございます。

今日も大変重要なお話をたくさん聞かせていただきました。残念なことに、恐縮ですが、時間の都合でそろそろ終わらなければいけないのですが、追加して御意見等ございましたら、事務局宛てにメールで頂ければ、私もそれを見せていただきますし、全体の

実行会議でも反映できるような形に持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。事務局のほうで本日の内容とともに取りまとめていただきます。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

(3) その他

○北山主査 それでは、残り時間が少ないですけれども、事務局から資料3と4につつま
して御説明をお願いいたします。

○今田補佐 失礼いたします。

まず資料3でございますが、今後のスケジュールについてです。本日は2月20日とい
うことで、本日の議論も踏まえまして、3月にもう一度、第6回ワーキングということで、
その際に最終とりまとめ（素案）に関する御議論をいただきたいと考えております。

スポーツ、文化ワーキングでの議論の後に、春頃の実行会議、親会議を2回程度開催し
て最終とりまとめという流れで進めさせていただければと思っております。

なお、今回の関係団体への書面ヒアリングの中で、様々な人から意見を聴取する必要が
あるということで御意見を頂いておりましたが、現行のガイドラインの策定のときにも広
くパブコメの手続を踏みましたけれども、今回も有識者会議としておとりまとめをいた
だいた後に、ガイドラインの改定のタイミングで前回と同様にパブコメの形で、より多くの
方々の御意見を聞く機会を設けられればと考えております。

続けて、資料4でございますが、予算（案）の関連でございます。1枚目がスポーツ・
文化をまとめて部活動改革全体に関わる予算の概要資料となりますが、文化部活動分は2
枚目になりますので、そちらを御説明させていただきます。

右肩の部分に「令和7年度予算額（案）」ということで、5億円でございます。具体的
な事業内容は左下、「部活動の地域移行に向けた実証事業等」ということで1.6億円。
現在、国会で御審議をいただいているところですが、昨年度当初予算よりも増額と
いう形になっておりますとともに、これに加えて、昨年の臨時国会でお認めいただ
いた補正予算が右肩にあります約2億円でございますので、実証事業を拡充して進めてまい
りたいと考えております。

また、右下に部活動指導員の配置支援事業について記載してございまして、若干ではご
ざいですが増額ということで3.4億円、現在国会で御審議をいただいているところ
です。

簡単ではございますが、以上でございます。

○北山主査 ありがとうございます。

それでは、本日用意しました議題は以上になります。本日頂いた御意見を踏まえまして、3月に、次回、第6回のワーキンググループを開催して、最終とりまとめの素案を議論いただきたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○今田補佐 本日はありがとうございました。

次回のワーキンググループの詳細につきましては、また改めて御連絡させていただきます。

以上です。

○北山主査 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて終了いたします。ありがとうございました。